

# 「同一労働同一賃金」最高裁判決 を踏まえた実務対策セミナー

～メトロコマース、日本郵便事件等の最高裁判決と企業の実務対応～

## ＜経団連事業サービス＞

本年4月より、いわゆる「同一労働同一賃金」関連法が施行されました。

そのような中、「同一労働同一賃金」を争点とした最高裁判決として、本年10月13日に大阪医科薬科大学事件とメトロコマース事件の判決が、さらに10月15日には日本郵便（東京）事件、日本郵便（大阪）、日本郵便（佐賀）事件の判決が下されることになりました。

**これらの判決は、同一労働同一賃金の判断ポイントとして、最高裁がどのような解釈を示すのか、そしてその内容が今後の企業の人事施策、処遇施策の実務にどのような影響を及ぼすのか、まさに大きな注目を集めております。**

そこで本セミナーでは、各最高裁判決のポイントを整理するとともに、判決結果を踏まえた企業のとるべき実務対策を、労働問題を専門とする経営法曹会議所属の橘弁護士を講師に招き、詳しく解説していただきます。

ぜひご参加ください。

## ＜セミナー概要＞

日 時	2020年11月30日（月）14:00～17:00
場 所	日本印刷会館2階・201会議室（東京都中央区新富1-16-8）※定員38名 *地下鉄「新富町駅」徒歩2分
内 容	・大阪医科薬科大学事件の最高裁判決のポイント ・メトロコマース事件の最高裁判決のポイント ・日本郵便（東京）事件の最高裁判決のポイント ・日本郵便（大阪）事件の最高裁判決のポイント ・日本郵便（佐賀）事件の最高裁判決のポイント ・各判決内容を踏まえた企業の実務対策 ほか
講 師	石寄・山中総合法律事務所 パートナー弁護士 橘 大樹 氏 《講師プロフィール》 2005年 慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2007年 一橋大学法科大学院修了 新司法試験合格 2008年 司法修習終了(新61期) 弁護士登録（第一東京弁護士会）石寄信憲法律事務所入所 2020年1月 パートナー就任
参加費 (1名)	人事賃金センターまたは経団連会員 16,500円(15,000円+消費税1,500円) 一般 24,200円(22,000円+消費税2,200円)

【お問い合わせ先】 経団連事業サービス（平田・昼間） TEL：03-6741-0047

[申込要領] ①下記「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにてお申込みください（定員になり次第、締め切ります）。開催日の1週間前をめぐりに、参加証と請求書、会場地図をお送りします。

②参加費は、後日お送りいたします請求書に記載の銀行にお振込ください。

③当日のお取り消し・ご欠席は参加費全額を申し受けます（資料を後日送付）。

送信先：FAX 03-6741-0051 経団連事業サービス・昼間 行  
（またはメール：jinjichingin@keidanren-jigyoservice.or.jp）

## 「同一労働同一賃金」最高裁判決を踏まえた実務対策セミナー(11/30)参加申込書

3名以上ご参加の場合は、本紙をコピーしてお申し込みください。

御社名	
所在地	〒
お申込ご担当者	部署・役職名：  ご氏名：  TEL： FAX：  メールアドレス：
参加者ご所属・役職名 ご氏名①	部署・役職名：  ご氏名：
参加者ご所属・役職名 ご氏名②	部署・役職名：  ご氏名：
参加費《お一人様》 (該当する方に○印 をお付け下さい)	・ 人事賃金センター又は経団連会員 (16,500円)  ・ 一般 (24,200円)  (振込は12月末までにお振込ください。1月以降となる場合は、以下に振込予定日をご記入ください。振込手数料はご負担願います)  ・ _____月_____日 振込予定  【みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな】銀行

※ お預かりしました個人情報、当法人の個人情報保護規程に基づき、安全かつ適正に管理いたします。

※ メールアドレスをご記入いただいた方には、経団連事業サービスより新刊図書やセミナー開催等のご案内（経団連事業サービスHP新着情報メール配信サービス）をさせていただきますが、ご不要の方は□にチェックをお願いいたします。 □ 案内メール不要